

鳥取県表彰・認定等審査会

(鳥取県子どもの読書活動推進事業2021「中学生・高校生ポップコンテスト」審査会) 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県子どもの読書活動推進事業2021「中学生・高校生ポップコンテスト」審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、鳥取県子どもの読書活動推進事業2021「中学生・高校生ポップコンテスト」における優秀な作品の選考に関する事項について審議を行う。

(組織)

第3条 審査会は、審査員5人以内をもって組織する。

(審査員)

第4条 審査員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県教育委員会が任命する。

2 審査員の任期は、任命の日から令和3年12月31日までとする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査員長)

第5条 審査会に審査員長を置き、審査員の互選によってこれを定める。

2 審査員長は、審査業務を総理し、審査会を代表する。

3 審査員長に事故あるときは、あらかじめ審査員長が指名する審査員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会は、審査員長（審査員長が定まる前にあつては審査会の庶務を行う所属の長）が招集し、審査員長がその議長となる。ただし、災害その他の理由により審査員を招集することが困難である場合は書面による審査とする。

2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、審査員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局社会教育課において行う。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。